

危害予防6原則

1. 射撃をする場合のほか、銃を手にしたときは必ず「抜弾してあること」を確認すること。
2. 銃はたとえ「抜弾してあること」を確認しても、絶対に人または人のいる方向に銃口を向けてはならない。
3. 弾を装填する場合は標的の方向に向けて行わなければならない。
4. 銃を置く場合は必ず銃を「安全な状態」にしなければならない。
安全な状態とは、抜弾され
 - ① エアガンでは装填ラッチを上げるか、蓄気レバーを開放するか或いは蓄気ポンベを外す。
 - ② ボルト式にあってはボルトを開放する。
 - ③ 自動式にあってはスライドを後部で固定する。
 - ④ 弾倉付きの銃の場合は弾倉を外す。
 - ⑤ その他の場合は物理的に弾が発射できないことが外観から明瞭に識別できる状態とし、併せて弾が発射できないことが第三者によって明瞭に識別できるように、セフティフラッグが挿入されていることと定義する。
5. 銃を人に渡すときは、必ず抜弾してあることを確認し、「安全な状態」にして手渡さなければならない。
6. 許可なく他人の銃に触れてはならない。

選手は当項を反復、復習、実行し第二の天性とするまでにならなければならない。